



平成 27 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社メディアドゥ
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 恭嗣
(コード：3678 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長兼管理本部長 山本 治
(TEL. 03-5358-7787)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 27 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第 5 条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の 15,680,000 株から 38,971,000 株に変更するものであります。なお、平成 27 年 3 月末日時点の当社の発行済株式の総数は 9,742,800 株であります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 21 条(取締役の任期)第 1 項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割が十分発揮できるように、責任限定契約の締結を可能とするため、現行定款第 30 条(取締役の責任免除)第 2 項及び第 41 条(監査役の責任免除)第 2 項を変更するものであります。なお、現行定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記(2)の取締役の任期の短縮に伴い、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするために、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるように、定款変更案記載のとおり第 46 条(剰余金の配当等の決定機関)、第 47 条(剰余金の配当

の基準日)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)、現行定款第47条(期末配当金)、現行定款第48条(中間配当金)を削除し、現行定款第49条(期末配当金等の除斥期間)を変更するものであります。

(5) 上記変更に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>15,680,000株</u>とする。</p>	<p>第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>38,971,000株</u>とする。</p>
<p><u>第6条(自己の株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条項1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第7条～第20条(条文省略)</p>	<p>第6条～第19条(現行どおり)</p>
<p>第21条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2.増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第20条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p>
<p>第22条～第29条(条文省略)</p>	<p>第21条～第28条(現行どおり)</p>
<p>第30条(取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む)の同法第4</p>	<p>第29条(取締役の責任免除) (省略)</p>

23条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2.当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第31条～第40条（条文省略）

第41条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規程により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2.当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規程により、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第42条～第46条（条文省略）

（新設）

2.当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第30条～第39条（現行どおり）

第40条（監査役の責任免除）
（省略）

2.当社は監査役との間で、会社法第427条第1項の規程により、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第41条～第45条（現行どおり）

第46条（剰余金の配当等の決定機関）

<p><u>第 47 条 (期末配当金)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u></p> <p><u>第 48 条 (中間配当金)</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第 49 条 (期末配当金等の除斥期間)</u></p> <p><u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>2.未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第 47 条 (剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p> <p><u>2.当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月末日とする。</u></p> <p><u>3.前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p><u>第 48 条 (配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>2.未払いの配当金には利息をつけない。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 5 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 27 日

以 上